

平成 28 年度 第 1 回 SD 研修会報告

内 容	研究倫理教育講習会
日 時	平成 28 年 6 月 8 日 (水) 16 : 15 ~ 17 : 15
場 所	宮崎国際大学 2 号館 307 教室
進 行	ピーターズ副学長
出席者	44 人 講師 : 川畑 宮崎大学研究国際部部長
議 事 内 容	
<p>本学教職員・学生を対象に、研究活動における不正防止と研究倫理に対する問題意識を深め、コンプライアンスの徹底を図るために研究倫理教育講習会を開催した。</p> <p>1. ガイドライン見直しの概要</p> <p>文部科学省では、大学等の研究機関に対して必要な対応を実施してきたが、研究活動における不正行為の事案が後を絶たないため、平成 26 年 8 月 26 日新たな「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定した。</p> <p>従来、研究活動における不正行為への対応が研究者個人の責任に委ねられている側面が強かったことを踏まえ、今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより対応を強化した。</p> <p>2. 不正行為に対する基本姿勢</p> <p>研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要がある。不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなさなければならない。不正行為等を行うと、研究費の返還、競争的資金等への応募の制限だけでなく、刑事罰が科せられるケースもある。</p> <p>3. 宮崎大学の新ガイドラインへの対応</p> <ul style="list-style-type: none">・「研究活動の不正行為防止等に関する規程」を改正し、学長が統括責任者として全体を統括、部局等に研究倫理教育責任者を配置し、研究活動上の不正行為への調査体制を整備した。・「研究者等行動規範」を改正・「研究データの保存・開示等に関するガイドライン」を作成・研究者へ研究倫理教育の受講を義務付け CITI Japan e-Learning プログラムを活用し、平成 27 年度最終受講率は 85.5%であった。今後は、研究支援人材、関係事務職員等へ拡大していく。 <p>4. まとめ</p> <p>研究の信頼を損ねる事態が発生しており、大学等の研究機関に対して厳しい目が向けられている。研究活動の不正は個人の資格・立場のみならず、大学運営に直接影響を与える。例えば、在学生の就職活動や学生募集等にも悪影響が出る。しっかりした組織体制を構築し、倫理観を持って研究に従事することで、個人の学術研究の健全な発展ばかりでなく、大学の発展にも繋がる。</p>	